

免除資格要件・添付書類

(1) 商学教授・准教授／商学博士の学位を取得された方

① 対象者

大学等において３年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方

② 免除資格を有することを証する書面

※ 下記のほか、必要に応じ、追加の書類提出をお願いする場合があります。

＜教授又は准教授の場合＞

- ・ 在職（在籍）証明書（３年以上の在職が明らかになるもの）
- ・ 講義概要（講義要領、シラバス、教材等のほか授業報告書など在职３年間の講義の内容が明らかになるもの）
- ・ 時間割表（在职３年間）
- ・ 学歴及び経歴書
- ・ 研究業績一覧

＜博士号取得者の場合＞

- ・ 学歴及び経歴書
- ・ 研究業績一覧
- ・ 博士課程在籍及び成績証明書
- ・ 博士学位論文（コピー可）
- ・ 博士学位授与証明書
- ・ 博士学位審査報告書

(2) 法学教授・准教授／法学博士の学位を取得された方

① 対象者

大学等において３年以上法学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は法学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方

② 免除資格を有することを証する書面

上記(1)②と同じ

(3) 経済学教授・准教授／経済学博士の学位を取得された方

① 対象者

大学等において３年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方

② 免除資格を有することを証する書面

上記(1)②と同じ

(4) 司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方

① 対象者

司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方

※ 司法試験法第4条第2項の規定により司法試験を受けこれに合格したとしても、免除要件を満たすためには、法科大学院を修了していること若しくは司法試験予備試験に合格していることが必要となります。法科大学院修了見込者の場合、免除の適用を受けることを前提とした出願をすることはできません。

② 免除資格を有することを証する書面

- ・司法試験合格証明書（法務省発行）（原本） ※ 合格証書ではございません。
- ・法科大学院修了証明書（法科大学院発行）（原本）又は司法試験予備試験合格証明書（法務省発行）（原本）

※ 上記2種類の証明書が両方とも必要となります。

※ 合格証書（原本・コピー）は添付書類として受け付けません。

(5) 旧司法試験第2次試験合格者

① 対象者

旧司法試験第2次試験に合格した方

② 免除資格を有することを証する書面

合格証明書（法務省発行）（原本）

(6) 税理士となる資格を有する方

① 対象者

税理士登録を受けている方等

② 免除資格を有することを証する書面

＜税理士登録を受けている場合＞

- ・登録事項証明書（日本税理士会連合会発行）（原本）
- ・税理士試験の合格証書（国税審議会発行）（コピー）等

※ 上記2種類の証明書が両方とも必要となります。

＜税理士登録を受けていない場合＞

- ・税理士試験の合格証書（国税審議会発行）（コピー）等
- ・在職証明書（任意様式、2年間の実務経験があることを証するもの）
- ・源泉徴収票（在職証明書に係る期間分）（コピー）等

※ 詳細は審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

(7) 税理士試験の科目合格者

① 対象者

税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準（満点の60パーセント）以上の成績を得た方（基準以上の成績を得たものとみなされる方を含む。）

※ 簿記論及び財務諸表論の2科目に合格した方又は1科目に合格かつ1科目免除の方が該当し、2科目とも

免除された方は該当しません。

② 免除資格を有することを証する書面

税理士試験等結果通知書（国税審議会発行）（コピー）等、簿記論及び財務諸表論の2科目について基準以上の成績を得たことを証する書面

(8) 会計専門職大学院修了者

① 対象者

会計専門職大学院において、下記（i）に規定する科目を10単位以上、（ii）及び（iii）に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、下記（i）から（iii）に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士（専門職）の学位を取得された方

（i） 簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究

（ii） 原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究

（iii） 監査論その他の監査に属する科目に関する研究

② 免除資格を有することを証する書面

「修得・修了証明書」（会計専門職大学院発行）（原本）

※ 履修科目に関して講義の内容等が分かる書類の提出を求め場合があります。

※ 成績証明書や修了証明書等は受け付けません。

(9) 金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に7年以上従事した方

① 対象者

金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である方

② 免除資格を有することを証する書面

※ 下記のほか、必要に応じ、追加の書類提出をお願いする場合があります。

ア. 在職証明書など、在職期間にわたる担当部署が証明できる書類

イ. 従事していた業務が分かる書類（任意様式 例：A4用紙1枚程度にまとめたもの等）

ウ. 業務分掌規程など、在職期間に担当した部署における業務の内容が証明できる書類（会社の証明があるもの）

エ. 会社案内

オ. 事務又は業務に従事した期間分の監査報告書（コピー）など、事務又は業務に従事した期間において監査を受けていることが分かる書類

カ. 東証上場会社情報サービスの上場会社詳細（基本情報）の写しなど、7年間事務又は業務に従事した会社が、当該期間において金融商品取引法等に規定する上場会社等に該当することが分かる書類。

※ 「在職証明書」及び「業務分掌規程」によって在職期間にわたる担当部署や、在職期間に担当した部署における業務の内容が証明できない場合は、それを補足する資料が必要です。

※ 7年以上の業務従事期間に転職又は所属会社に組織変更があった場合はそれらを証明する資料が必要となります。

※ 国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した

期間が通算して 7 年以上である方は、審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

(10) 不動産鑑定士試験合格者及び旧不動産鑑定士試験第 2 次試験合格者

① 対象者

不動産鑑定士試験合格者

旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第 2 次試験合格者

② 免除資格を有することを証する書面

合格証明書（国土交通省発行）（原本）

(11) 企業会計の基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方

① 対象者

企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した方で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有していると審査会の認定を受けた方

② 免除資格を有することを証する書面

審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

(12) 監査基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方

① 対象者

監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した方で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有していると審査会の認定を受けた方

② 免除資格を有することを証する書面

審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

(13) 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者のうち、免除を受けていた方

① 対象者

旧公認会計士試験第 2 次試験合格者のうち、旧公認会計士試験第 2 次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある方

※ 旧公認会計士試験第 2 次試験論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、再度免除申請を行う必要があります。

② 免除資格を有することを証する書面

- ・ 旧公認会計士試験第 2 次試験論文式試験の合格証書のコピー
- ・ 平成 17 年以前に交付を受けた「公認会計士第 2 次試験免除通知書」（原本）
又は「公認会計士第 2 次試験免除確認（認定）通知書」（原本）
- ・ 該当する免除資格要件の「免除資格を有することを証する書類」